

神石高原町商工観光業関係事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町の商工観光業関係事業に関する事務又は事業を行うために要する経費について、町が行う補助金等の交付に関し、他の法令に別段の定めのあるもののほか、この告示に定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「補助金等」とは、町が町以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

2 この告示において「補助事業等」とは、補助金等の対象となる事務又は事業をいう。

3 この告示において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この告示において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 町以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で補助金を直接又は間接にその財源を全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

(2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受け、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この告示において「間接補助事業等」とは、前項の資金の融通の対象となる事業をいう。

6 この告示において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付)

第3条 町長は、町内における商工観光振興に関する事務又は事業に要する経費に対し、予算の範囲内において当該事業を行う者に補助金等を交付する。

(補助の基準)

第4条 前条に規定する経費の種類、補助率等は、別表に定めるとおりとする。
ただし、第2条第1項第2号を除き、その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、商工観光業関係事業補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長が定める日までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、第14条の実績報告の商工観光業関係事業実績報告書(様式第3号)と兼ねることができるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 工事の施工にあつては、その実施設計書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、町長は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることがある。

3 第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 町長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付を決定するものとする。ただし、町長が特に認める場合は、第15条の補助金等の額の確

定等の商工観光業関係事業補助金等確定通知書（様式第4号）と兼ねることができるものとする。

- 2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

（補助金等の交付の条件）

第7条 町長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（町長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業等の内容の変更（町長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法に関する事項
 - (4) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けるべきこと。
 - (5) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 町長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を町に納付すべき旨の条件を付することがある。
 - 3 町長は、前2項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することがある。
 - 4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前3項の規定に

より町長が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第8条 町長は、補助金等の交付の決定をしたときは、商工観光業関係事業補助金等交付決定通知書(様式第2号)により申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 町長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 町長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天変地異その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと。補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと。

その他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事業による場合を除く。）

3 町長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第8条の規定は、第1項の場合において準用する。

(補助事業等の遂行等)

第11条 補助事業者等は、法令その他の規程（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく町長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金に当たっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助事業者等は、関節補助事業者等に対し、関節補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業者等が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者等は、町長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、町長に報告しなければならない。ただし、町長が報告することを要しないと認めた場合にあつては、この限りでない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第13条 町長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業

等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

- 2 町長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、町長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した商工観光業関係事業実績報告書（様式第3号）に町長の定める書類を添えて町長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る町の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第15条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に対し、商工観光業関係事業補助金等確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることがある。

- 2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第17条 町長は、第15条の規定により補助金等の額を確定したときは、速やかに補助事業者等に対し補助金等を交付するものとする。

(補助金等の交付の請求)

第18条 第8条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、町長が定めるところにより、補助金等交付請求書を町長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第19条 町長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときは、町長の定めるところにより、補助金等概算払（前金払）交付請求書を町長に提出しなければならない。ただし、町長が提出することを要しないと認めた場合にあつては、この限りでない。

(決定の取消し)

第20条 町長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく町長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 町長は、間接補助事業者等が、関節補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係わる補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第8条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第21条 町長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 町長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合について、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部又は一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金)

第22条 補助事業者等は、第20条第1項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日（補助金等が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達したときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ当該返還を命ぜられた補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

3 町長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除する

ことがある。

(他の補助金等の一時停止)

第23条 町長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、他の補助事業等について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(帳簿等の備付け)

第24条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを町長が定める期間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第25条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを町長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第7条第2項の規定に基づき補助金等の全部に相当する金額を町に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、町長が定めるもの

(3) その他町長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(立入検査等)

第26条 町長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所・事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(補助金等の交付手続の特例)

第27条 町長は、別に定めるところにより、この告示の規定による手続の一部を併合し、又は省略して補助金等を交付することがある。

(その他)

第28条 この告示に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

	補助事業の種類	経費の種類及び条件等	補助交付対象	補助率等
商工振興費	商工会助成事業	商工会運営に対して補助	商工会	経営改善普及事業費から国県補助金を除いた額の80%以内
	商工振興助成事業	商工振興に寄与する事業に対して補助	実施団体	定額
	起業支援サポート事業	経営支援等研修会への参加費に対して補助	起業支援サポート事業に参加している事業主（創業から2年以内又は2年以内に創業を目指す者）	研修会参加経費の1/2以内 補助金限度額1万円
	店舗整備支援事業	営業店舗等のリフォームを目的とした改修又は	商工業者	交付対象建築経費の1/2以内 補助金限度額5

	<p>新築に係る建築経費に対して一部を補助</p> <p>(1) 町内の店舗等であること。</p> <p>(2) 町税を完納していること。</p> <p>(3) 町内の業者による建築工事であること。</p> <p>(4) 対照建築経費の総額が50万円以上であること。</p> <p>(5) 別記店舗整備支援事業の補助金交付対象工事判別表により、交付の対象と認められ、かつ、他から補助を受けるもの以外の経費であること。</p> <p>(6) 着工前に</p>	0万円
--	--	-----

申請し、交付の決定を受けた工事であること。

(7) 申請時の添付書類については、工事箇所の工事前写真、補助事業に係る設計書の写し、補助事業に係る見積書の写し、許可を必要とする物件がある場合は、許可証の写し及び神石高原町へ納める税の滞納のない証明書を添えること。

(8) 実績報告書の添付書類については、工事箇所の工事後写真及び支払証明書類（領収書又は振込証明書の写し。）を添え

		<p>ること。ただし、合計金額のみを記載してある支払証明書類の場合は、補助対象経費の支払内訳額が分かるものを追加して添えること。</p> <p>(9) 本助成の利用は、一度限りとする。</p> <p>(10) 住宅の用途に供する部分に係る改修等工事に要した工事費は、対象工事費に含むことはできない。</p>		
観光振興費	観光協会助成事業	観光振興に寄与する事業に対して補助	実施団体	定額
	観光振興助成事業	交流体験型観光促進事業に対して補助	実施団体	事業費の1/2以内

別記 店舗整備支援事業の補助金交付対象工事判別書

内 容	判別	備 考
-----	----	-----

屋根, 外壁, 軒天の改修	○	
屋根, 外壁, 軒天の塗装又はコーキング工事	○	
屋根に設置する雪止めの設置	○	
屋上防水塗装	○	
雨樋の取替え	○	
間取り等の変更に伴う壁等の造作	○	
フローリング(床), クロス等の貼り替え	○	
床・扉等のバリアフリー化, 手すりの設置	○	
建具(ドア, ふすま, 障子等)の交換, 畳の交換, 窓(サッシ)の設置工事	○	内装工事を伴うものに限り対象。 カーテン, ブラインド等の装飾品は対象外
合併浄化槽の設置	○	農業集落排水処理区域内は対象外
下水道等排水設備工事	○	トイレ等の内装工事を伴う場合に限る。
浴室・ユニットバス	×	ただし, 工場で従業員用の浴室を改装する場合又は一般公衆浴場事業の浴室の改修は対象とする。
トイレ・洗面の改修・設置	○	店舗等では, 客に使用させるトイレに限る。 工場では, 従業員用のトイレも対象とする。
エレベーターの設置	○	住宅部分に設置するものは対象外
カウンター, 棚, 収納の造作	○	
絵画, オブジェ, 観葉植物等の設置	×	
スイッチ, コンセント, 配線の	○	

設置等の電気工事		
ガス給湯器，灯油ボイラー，暖房設備の設置	○	厨房機器又は業務に関連するものに限り対象。
電気温水器の設置		
厨房機器の設置	○	ただし，厨房の内装工事を伴う場合に限る。調理器具，調理台及び容易に移動できる冷蔵庫等の小型調理設備は，対象外とする。職員の給湯等を目的とするシステムキッチン等の設置は，対象外とする。
電気製品（エアコン，テレビ，ストーブ等）の購入	×	電気製品代，取付工事（プロジェクター・スピーカーの天井・壁への取り付け等）費は対象外。 電気製品を壁掛けにするための壁の改修費については対象。 壁・天井埋込型の電気製品の設置については，取付工事費を対象とする。 店舗用冷蔵オープンショーケースについては製品代も対象とする。
換気扇，換気空清機ロスナイの設置	○	
火災報知機の設置	○	電池式も対象。
防犯装置（監視カメラ，赤外線防犯システム等）の設置	○	
テレビドアホンの設置	×	基本的には住宅部分のものと認められ対象外。
照明器具，屋外照明	○	店舗等・工場に取り付けられるものに限り対象。

		ただし、左記のみの申請は対象外。 容易に取り外すことができる照明器具（電球等）は、対象外とする。
玄関フード・サンルームの増築	○	店舗等新築又は改修工場と一体と認められるものに限り対象。
車庫，カーポート，物置の増改築又は設置	○	業務用として使用されると認められるものに限り対象。
門・塀ほか外構工事，ロードヒーティング工事	○	ただし、左記のみの申請は対象外。
バルコニーの増築，ウッドデッキ，パーゴラの設置		
広告，看板の設置，ネオンサインの設置		
植栽及び花壇設置の費用	×	
リフォームに伴う廃材の処理費用	○	申請店舗等以外の部分を含めた工事の場合は、全体に係る左記の費用から申請店舗等部分に係る費用を割合で案分した額のみ対象とする。
既存建物の解体費		
敷地の購入・借入れ費	×	
整地費	×	
建設・購入等の手続費用	×	
※ この表に掲示のない工事は、町長が判断する。		

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号